

学位論文の要旨及び審査結果の要旨	
ふりがな	ためがいしんのすけ
氏名	爲我井 慎之介
学位	博士（地域政策学）
学位記番号	高経大院博（地域政策学）第34号
学位授与の日付	平成29年3月25日
学位授与の要件	学位規程第4条第2項該当
博士論文名	「我が国基礎自治体の大都市制度移行に関する実証研究」
論文審査委員	主査 増田 正（高崎経済大学地域政策学部教授・博士（法学）） 副査 佐藤 徹（高崎経済大学地域政策学部教授・博士（国際公共政策）） 副査 井川 博（政策研究大学院大学教授）
学位論文の要旨	
1 研究の目的と背景	
<p>戦後日本の地方自治制度は、都道府県（広域自治体）と市区町村（基礎自治体）からなる二層制である。日本の大都市自治体は、戦前の五大市運動に始まり、大都市問題の解決に必要とされる行政機能の拡大を要求してきた。戦前から展開されてきた特別市運動は、やがて特別市制度となり結実するが、府県の反対により実施されることはなかった。今日では、特別市に代わる大都市制度として成立した1956年の指定都市（以下、政令市）制度を頂点として、中核市制度（1994）、特例市制度（1999）が創設され、大都市制度の細分化が進んだ。尤も、筆者の整理によれば、大都市制度と呼ばれるものは、狭義には、東京都制（1943・1947）、都区制度（1999）、特別市制度（1947）、指定都市制度（1956）を指し、広義には、戦前の特別市制度要求運動（1889）から、直近の新中核市制度（2015）までを含むことがあるとされる。本論文において研究対象とされたのは、政令市、中核市、特例市（施行時特例市）であり、一種の階層構造を形成していると捉えられた。その階層的秩序の中で、基礎自治体は一様に大都市制度に移行しているわけではなく、制度要件の範囲において、自治体ごとに一定の裁量が働いているのだが、その制度選択メカニズムは必ずしも明らかにされてこなかった。そこで、「我が国基礎自治体の大都市移行に関して、理論的かつ実証的に明らかにすること」が研究目的とされた。</p>	
2 戦後日本の大都市制度の設計概念と制度変容	
<p>大都市制度の検討に際しては、戦前戦後を踏まえた議論を行うことが求められる。明治期に確立された二層制は、戦後も基本的な枠組みが継承されている。2章では、最初に1888年～1956年までの大都市制度に関する主要動向が整理され、戦時下の大都市制度及び特別市制度の誕生と挫折について概説される。さらに、暫定的に設置されたはずの政令市が既成事実化され、北九州市の発足（1963）以降、拡大適用が一般化していく過程が説明された。中核市・特例市については、1980年代以降の行政改革・地方分権改革の過程において、全国市長会の第二政令指定都市構想（1989）を起源として、第23次地制調の答申（1993）から中核市制度が誕生し、地方分権推進委員会の最終答申から特例市制度が創設された。これにより、政令市、中核市、特例市、一般市という外形的な階層構造が生じた。これらの作業を通じて、大都市制度の設計概念（初期案）とその後の制度変容が検討され、ほぼ人口要件のみに単純化されてしまった制度的枠組みが問題視されるとした。</p>	
3 政令指定都市の都市属性に関する実証研究	
<p>大都市制度研究の中では、政令市研究は先行研究の蓄積が比較的存在してい</p>	

る。今日、政令市は20市まで拡大し、制度創設期（旧五大市）、指定拡大期（人口85万人運用）、平成大合併期（人口70万人運用）を経て、多様化が進展している。北村は政令市20市について、中枢性、能力供給性、地域拠点性という三つの主成分から類型化を試みたが、20市をすべて分類した訳ではない。また、類似的の先行研究は、財団法人日本都市センター報告書（2001）、名古屋市（2007・2013）や横浜市（2009）の報告書など5つがあり、変数選択や実施時期により、分類の結果は一定していない。そのうち、平成の大合併以降の分析は3つにとどまっている。本論文では、20市を対象としつつ、最新のデータによる20変数を用いた主成分分析により、類型化の再検討を行った。変数は都市属性指標10、相対関係指標10を用いた。表3-6では、第1主成分（都市総合性）による政令市の4分類が示され、巨大中枢型、中枢型（前発）、中枢型（後発）、多元複合型との名称が与えられた。次に、都市総合性（第1主成分）及び大都市連坦性（第2主成分）の散布図からは、メガロポリス中心都市型、中枢都市型、衛星都市型、地方中核都市型のカテゴリーが示された。結論として、後発型政令市の分類を静岡市・浜松市（地方中核都市型）と熊本市、岡山市、新潟市（中枢都市型）に二分し、中でも後者の都市属性を詳細に検討した。

4 中核市・特例市の移行パターンに関する時間準拠的分析

中核市と特例市の移行について、要件を満たした時点からの経過時間の観点から整理し、併せて移行に関連する要因を特定化しようと試みている。示された仮説が市町村合併仮説、駆け込み仮説、政令市志向仮説、相互参照仮説であった。時間準拠的分析の基礎となる概念が「移行タイムラグ（以下、TL）」である。TLとは、「自治体において特定の都市区分が適用される状態になってから、当該区分に移行するまでの期間（年表示）を指標にしたもの」であり、①自治法改正施行日、②国勢調査基準日、③合併年月日のいずれかにあたる。1995年の中核市制度創設時には、人口、面積、昼夜間人口比（人口50万人未満）の3要件が存在したが、2000年の法改正で昼夜間人口比による縛りは廃止された。ここでは、一般市から特例市への移行を「第一次（TL）」、特例市から中核市への移行を「第二次（TL）」と設定し、未移行自治体を含め、全国103市を対象に分析を試みた。

その結果、表4-2の通り、「地方中核型」（53市）、「都市圏域型」（50市）に整理された。後者は首都圏25市、中京圏6市、関西圏19市に細分化される。103市のうち、実際に制度移行したのが90市であり、平均して2年弱（1.85）かかっている。また、都市圏域型のうち、首都圏においては未移行自治体が4割を占め、これが結果として都市圏型の移行率を引き下げる要因となっていた。図4-6より、地方中核型は都市圏域型より、第一次及び第二次TLが小さくなる一方で、移行率は高くなっており、結果として特例市・中核市制度が地方中核型として機能していることが示唆されるとともに、改めて移行要因の実証分析が課題とされるに至った。

5 中核市・特例市の移行メカニズムに関する多変量解析

政令市、中核市、特例市の大都市の階層構造において、法制度的な枠組みにおいて、基礎自治体が制度を選択するかどうかを決定している。ここまで見てきたように、移行のタイミングは一樣ではないし、大都市制度もまた変化している。前章では、移行実態を移行TLという分析フレームから把握し、移行パターンを類型化した。2013年時点の中核市移行TLの平均は3.61年、特例市移行TLの平均は3.67年であった。

ここでは、移行TLを被説明変数とした重回帰分析により、中核市（62市）では①小売販売額、②事業所数、③保健所政令市が選択され、特例市（50市）では①小売店数、②職員1人当たり負荷人口数が有選択された。次いで、判別分析により、中核市では①城下町起源都市、②議会議員数、③実質収支率が選択され、特例市では①職員1人当たり負荷人口数、②第2次産業就労別割合、③人口40万人

以上、④製造業1事業所当たり平均出荷額、⑤合併移行が選択された。これらの構造係数を解釈し、中核市モデルを地方中核型、特例市モデルを大都市圏衛星都市型とした。即ち、地方中核型であれば移行するが、大都市圏衛星都市であれば未移行にとどまるという傾向を統計的に確認したといえる。

6 中核市・特例市の移行事例に対するアンケート調査

中核市・特例市は、法改正により2015年4月から制度統合された。1989年、全国市長会の提言を契機として創設された中核市は、1994年に創設された。一方、特例市は1999年中核市に次ぐ都市区分として創設された。当初、中核市は面積と昼夜間人口比を移行要件に設定し、対象自治体を限定化した。

本章では、東日本5市（郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、越谷市）へのアンケート調査を通じて、行政内部の移行プロセスを詳細に比較検討する。筆者の考案した移行 TL 指標によれば、郡山市、宇都宮市は移行が早く、前橋市、高崎市、越谷市は遅い。前者は相互参照スキームとしての協議会が機能した結果である。行政的対応状況は、いずれの都市も共通しており、特段の問題は観察されていない。特例市に関しては、移行当時の記録文書が適切に保存されていないという困難に直面しつつも、移行タイムラグが小さく、対応状況から五つの共通事項を特定化した。

総合的な結論として、中核市・特例市移行の効果としては、「事務権限拡大に伴う市民サービスの向上」と「当該自治体の未来的な発展志向の醸成」が挙げられた。他方、課題としては「行財政的な負担」が懸念されており、行政運営上の課題を解決しつつ、その積み上げの結果として、ステータス・シンボルを選択できたことが示唆される。

7 特例市の政策課題に関する計量テキスト分析

6章のアンケート調査には、事務分掌の不存在を理由とした未回答や不明の回答が散見された。そこで、7章では、調査内容を補完するために、移行モデルケースの越谷市においてヒアリング調査及び市議会会議録の計量テキスト分析を試みることで、移行関連要因を検証した。ヒアリングは「大都市昇格への地域背景と政策的評価に関する実態調査」であり、2014年5月～6月に三回実施された。また、計量テキスト分析の分析対象期間は2001年1月～2003年12月までの3か年とし、移行準備期間（2001年～2002年）移行年（2003年）を含むこととした。その結果、表7-4に示される特例市移行の政策課題として、8つの政策課題が顕在化した。具体的には、直接的課題として①事務移譲/大都市昇格、②都市計画が、周辺の課題として①福祉、②医療、③財政、④公共交通、⑤教育、⑥計量法が観察された。また、表7-5より、関連の発言主体は、執行機関（市長等）が市議会（議員）を上回っていた。以上の分析結果は、行政主導による特例市移行プロセスを再確認するものであった。

8 一般市の県庁所在地に対するアンケート調査

県庁所在地の中には、要件を満たしながら、大都市制度を選択しない自治体が3市（福島市、津市、徳島市）ある。それらの自治体は、なぜ制度移行しないのだろうか。制度移行に消極的な自治体の存在を指摘した先行研究は存在するものの、総合的に考察したものはない。8章では、中核市・特例市のブランド力の差に着目し、都市区分と都市属性を確認しつつ、3市にアンケート調査「特例市・保健所政令市への移行検討に関する実態調査」を実施している。調査項目はⅠ「市長と市議会に関する設問」、Ⅱ「行政部局に関する設問」、Ⅲ「市民意識に関する設問」、Ⅳ「広域行政課題に関する設問」。Ⅴ「担当部署（担当者）への設問」である。調査の結果、①30万人都市への実現可能性、②付与される事務権限の内容、③行財政的な負担の3点を理由として、制度選択を見送ったことがわかる。各事例において、市長答弁などから特例市ではなく、中核市への移行を目指しており、

中途半端な制度であり、魅力に欠ける特例市への移行は見送られた。その後、中核市・特例市の制度統合により、3市は新中核市への移行を目指しており、本章の結論を裏付ける結果となっている。

9 結論と考察

日本の大都市制度は人口基準で輪切りにされている。これは人口が多ければ財源が充実化し、大都市らしさを伴うという一面的な見方に基づいている。大都市制度と都市計画・空間計画との関係は希薄であり、自治体の区域と大都市の外延が必ずしも一致しないという課題がある。

第2章では、戦前から戦後までの政策的展開を整理することで、大都市制度の設計概念を整理した。現在の日本の大都市制度は基礎自治体の大規模化を促し、都道府県から大都市への権限移譲を進めてきた。しかし、一般制度ゆえの限界があり、個別的かつ柔軟な効果を発揮してはいない。第3章では、先行研究の知見との比較しながら、主成分分析により、政令市の類型を四つに再定義した。第4章からは中核市・特例市を対象に、オリジナルの時間的指標である TL を設定し、二つの都市属性（中核地方都市 53 市、都市圏域型都市 50 市）から、制度移行に関する四つの論理（市町村合併仮説、駆け込み仮説、政令市志向仮説、相互参照仮説）を検証した。分析により、中核地方都市が都市圏型都市より移行に迅速に取り組み、都市圏型都市の中では、首都圏より関西圏の方が移行に熱心であることが観察された。第5章では、TL を被説明変数とした多変量解析を行い、中核市・特例市の移行を 49 の都市属性変数をもとに数式化した。第6章では、東日本の制度移行 5 市を対象として、アンケート調査を行い、前章までの定量的調査を補完している。調査自治体は総じて事務・権限に主たる関心を寄せ、制度移行を一般行政事務と関連付けて議論しており、相互参照により移行手続きも類似していることが確認された。しかし、未回答や不明なども散見されたため、第7章では、越谷市をモデルケースとして、追加的なヒアリング調査と市議会会議録の計量テキスト分析により、さらに詳細な検討を加えた。第8章では、移行しない自治体に焦点を当てることで、逆説的な手法による移行要因の解明を試みている。県庁所在地である福島市、津市、徳島市の3市は、行政機能が集約しており、他の一般市とは当然異なる制度配置にある。ここでは、3市が制度選択を見送った理由については繰り返さないが、中核市・特例市の制度統合後、3市は新中核市への移行準備を進めており、名目的な序列問題は統合化によって解消された。

戦後日本の大都市制度は、二層制の基本構造を変えることなく、追加的・特例的措置を講ずることで、微調整を繰り返してきた。大阪都、特別自治市、中京都、新潟州などの構想が提示されるようになり、第30次地方制度調査会でも大都市制度改革が俎上に載せられた。また、都市圏構想では、連携中枢都市圏の考え方が生み出され、改革が動き出した面はある。しかし、それは「中核市メルクマールとした別制度」であり、二層制は手を加えられてはいない。ここでは「都市の様態を考慮しつつ、国、広域自治体、基礎自治体の位置付けを再整理するような視点」からの「抜本的な改革の議論」が求められているとしている。最後に、大都市の実態を踏まえた制度の再構築については、今後の課題とされた。

審査結果の要旨

爲我井慎之介氏の博士学位請求については、平成28年6月1日の資格審査を経て、増田正を主査に、副査佐藤徹教授、井川博教授による審査体制を構築した。さらに、平成28年11月2日の予備審査の結果を踏まえ、学位請求論文「我が国基礎自治体の大都市制度移行に関する実証研究」が本審査に付され、平成29年1月18日に口頭試問を実施した。以下、審査委員3名による審査結果の要旨について述べる。

近年、大都市制度に関する政策的議論が進展しており、大阪都構想をはじめとして、一部は現実の政治課題になっている。しかしながら、本研究の目的は制度改革に関する政策提言ではなく、基礎自治体がどのような条件やパターンにおいて特定の大都市制度移行（選択）するのかを、定量的・定性的に記述・説明しようとすることを主眼としている。その主たる研究対象は、現在の政令指定都市（以下、政令市）、中核市、特例市までの大都市制度であり、都区制度や道州制などの基礎自治体と広域自治体の再編まで射程としていない。表題に掲げたように、あくまで基礎自治体の大都市制度移行に特化した研究である。周知のように、中核市・特例市と呼んでいる制度は、2015年4月1日から新中核市として制度統合され、特例市は時限的に施行時特例市となっている。

本研究が新規性及び独自性を有するのは、政令市から特例市までを一括して扱っている点である。先行研究において、政令市研究は比較的活発になされてはいるものの、中核市・特例市研究は個別研究・事例研究が中心である。基礎自治体（一般市）が、いかなる理由により、特例市、中核市、政令市へと移行するのか、異なる制度間を貫いて構造的な説明を与えようとする先行業績は見当たらない。しかも、定量的手法と定性的手法の双方を用いて、相互にアプローチを試みている点は、研究の多面的な検討という点からも評価できる。

本論文の構成は、以下の通りである。

- 1 研究の背景と目的
 - 1.1 研究の背景と目的
 - 1.2 大都市制度の定義
 - 1.3 研究の構成
- 2 戦後日本の大都市制度の設計概念と制度的変容
 - 2.1 戦前的大都市制度運動との関連性
 - 2.2 戦時下の大都市制度
 - 2.3 「特別市」制度の誕生と挫折
 - 2.4 政令指定都市制度の暫定的措置と既成事実化
 - 2.5 中核市・特例市の誕生と移行スペクトラムの形成
 - 2.6 小括 戦後日本の大都市制度と制度的変容
- 3 政令指定都市の都市属性に関する実証研究
 - 3.1 分析の目的
 - 3.2 先行研究
 - 3.3 政令指定都市における都市属性の主成分分析
 - 3.4 主成分得点による政令指定都市の類型化
 - 3.5 類型化の妥当性と後発型政令指定都市
 - 3.6 小括 規模・中核性の観点から見た政令指定都市の多様化
- 4 中核市・特例市の移行パターンに関する時間準拠的分析
 - 4.1 分析の目的
 - 4.2 先行研究
 - 4.3 分析対象と分析手法
 - 4.4 分析結果
 - 4.4.1 時間ベクトル図による視覚的検討
 - 4.4.1.1 地方中核都市

- 4.4.1.2 都市圏域型都市
- 4.4.2 移行タイムラグの大小による類型化
- 4.5 小括 中核市・特例市への移行と地域特性との関係
- 5 中核市・特例市の移行メカニズムに関する多変量解析
 - 5.1 分析の目的
 - 5.2 先行研究
 - 5.3 分析対象と分析手法
 - 5.4 分析結果
 - 5.5 小括 中核市・特例市の移行を規定する都市属性
- 6 中核市・特例市の移行事例に対するアンケート調査
 - 6.1 分析の目的
 - 6.2 先行研究
 - 6.3 行政部局のミクロ的分析
 - 6.4 調査結果
 - 6.5 行政担当部局から見た効果と課題
- 7 特例市の政策課題に関する計量テキスト分析
 - 7.1 分析の目的
 - 7.2 先行研究
 - 7.3 分析対象と分析手法
 - 7.4 越谷市における特例市移行の理由
 - 7.5 計量テキスト分析による市議会会議録の分析結果
- 8 一般市の県庁所在地に対するアンケート調査
 - 8.1 分析の目的
 - 8.2 先行研究
 - 8.3 県庁所在地の都市区分と都市属性
 - 8.4 調査内容
 - 8.5 事例研究
 - 8.5.1 福島市
 - 8.5.1.1 移行の検討状況と広域行政との関係
 - 8.5.1.2 特例市・保健所政令市・新中核市への評価
 - 8.5.2 津市
 - 8.5.2.1 移行の検討状況と広域行政との関係
 - 8.5.2.2 特例市・保健所政令市・新中核市への評価
 - 8.5.3 徳島市
 - 8.5.3.1 移行の検討状況と広域行政との関係
 - 8.5.3.2 特例市・保健所政令市・新中核市への評価
 - 8.6 小括 一般市の県庁所在地が制度移行を選択しない理由
- 9 結論と考察
 - 9.1 本研究から得られた知見の整理
 - 9.2 新たな大都市制度のあり方と地方制度改革
 - 9.3 地域政策学的に見る残された課題と展望

戦後日本の地方自治制度は、都道府県（広域自治体）と市区町村（基礎自治体）の二層制である。それらの枠組みを変化させようとした取り組みには、戦前の五大市運動がある。戦後、政令市制度が定着し、「人口規模＝行財政能力」という図式の下で、中核市、特例市制度の創設により、大都市制度の細分化が図られてきた。

我が国の大都市制度を歴史的経緯から振り返り、都区制度ではなく、法令上の「大都市等」に区分される「政令市、中核市、特例市」が分析対象と位置付けられた。筆者の整理によれば、我が国の大都市制度において「大都市」と「大規模都市」が同義にとらえられていることが問題の端緒となっているとし、都市属性を捨象したかのような、単純な人口規模による大都市制度の輪切りを問題視している。なるほど、人口

以外の要件を取り払ってしまうと、都市の様態は正しくとらえようがない。また、大都市制度が全国一律の一般制度として構想されている点にも疑問を投げかけている。首都や旧五大市のように、それ自体が特権的・卓越的な地位にある場合には、都市の要件を一般化するのではなく、特権的な都市として個別化・個性化に向かことが望ましいだろう。歴史的または社会経済的に見て、他の自治体が追随しえないからである。大都市制度のあり方に関する筆者の問題意識は、研究遂行上、一貫して繰り返し問われている。

2章では、戦前の大都市制度から始まり、特別市の誕生と挫折、政令市の設置と既成事実化が論じられる。特別市に代わって暫定的に設置されたはずの政令市がその後既成事実化し、北九州市の発足以降は、拡大適用が一般化していった。

中核市は、第二政令指定都市構想を起源として、第23次地方制度調査会での検討を経て創設され、特例市は、地方分権推進委員会の最終答申から創設された。これにより、政令市を頂点とした大都市制度の階層構造が完成する。初期の設計概念と今日までの制度変容を丁寧を追っており、戦前・戦後を通じた検討がなされている。

特例市は、地方分権推進委員会の答申から、都市制度を用いた個別移譲策として生まれた。特例市の創設とともに、中核市における昼夜間人口比の要件が廃止され、面積要件も段階的に廃止された。筆者はこれを「対象都市を意図的に拡大するため」の政策修正ととらえ、真に問われるべきは地方分権の実質が問われないことに疑問を呈している。以下、制度と実態との乖離が生み出す構造自体に焦点を合わせ、論考を進める。

3章では、先行研究が比較的存在している政令市については、拡大した20市を対象に、新たな20変数を設定し、主成分分析と判別分析を行っている。主成分分析の変数選択は、都市属性指標10変数、相対関係指標10変数であり、前者は畑農(2009)による地域経済特性の分析手法を参考とした。その結果、都市総合性得点による四分類が獲得され、後発政令市3市を後発中枢型と分類した点はオリジナルであり、獲得された知見は非常に興味深い。

都市総合性(第1主成分)と大都市連担性(第2主成分)の主成分得点による散布図は、異なる解釈の余地が残されている可能性があるが、分類結果は充分示唆的である。旧五大市から20市に拡大した政令市は都市属性が一様であるはずがなく、最新のデータを使って再分類を試みたことは評価できよう。

4章では、本研究の独創性を示す特出すべき方法論として、時間準拠的分析が提案されている。TL(移行タイムラグ)とは、捨象されがちな時間軸に焦点を合わせ、制度移行の障壁の度合いを時間の経過に置き換えた指標である。これを可視化したベクトル図は、移行・未移行状況を視覚的・直感的に把握することや、数量的な比較に有用である。TLの指標化によって、中核市・特例市移行要件をクリアした103市を対象に、法改正、国勢調査、合併のいずれかを起点として時間経過を測定することができる。これまでの先行研究は特定自治体を個別的に扱ってはいるが、中核市・特例市を通して扱っているものは、そもそも皆無であった。本研究において、分析フレームの新規性と分析対象の広範性は他に比類がなく、その取り組み自体が非常に高く評価される。

5章では、中核市(62市)・特例市(50市)における移行要因の解明については、多変量解析が試みられ、一定の結論を得ているが、変数選択に課題を残した結果となっている。モデル設定に際し、ステップワイズ法による変数選択が優先され、予め分析者のよって立つべきモデルの設定がやや等閑にされているかのように感じられる。仮にそうであるとするならば、結果として当てはまりの良い変数が選択された可能性を排除できないのではないか。

こうした問題に対しては、自治体担当部局へのヒアリング調査や、調査票を用いたアンケート調査を実施することで、計量分析結果に対する補完的アプローチを採用しようとしている。とりわけ、自治体職員としての同業者的な立場や実際に移行段階にある自治体に勤務していることは、調査の信頼性を高めていると考えられる。

6章では、中核市・特例市に移行した4市(郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市)

の事例について、越谷市に対する先行調査を基礎として比較検討し、東日本 5 市における移行自治体側の移行手続きの類似性と議論を特定化した。調査項目は、制度移行に関与し得るアクターとの関連性から選択され、市長、市議会、行政機構（担当部局）、市民までが対象とされた。さらに、県や周辺自治体との二重行政についても射程に入れられた。

調査の結果、「事務権限拡大に伴う市民サービスの向上」と「未来的な発展志向の醸成」がプラス面の効果であり、「行財政的な負担」が克服すべき課題として捉えられた。また、3 市（前橋市、高崎市、越谷市）の経験から、中核市と特例市の差としては、①組織、②人員、③職員体制、④財政負担であるとされた。

7 章では、越谷市の特例市移行を事例として、ヒアリング調査及び計量テキスト分析により移行要因を検証している。大都市圏の自治体には大都市制度への移行を躊躇する事例が少なくない。越谷市の場合、3 年で特例市に昇格しており、移行準備期間はそのうち 1 年半であり、「極めて短期間で手続きが完結した」。しかし、調査の結果、関係文書の多くが破棄されていることが判明したため、市議会会議録の審議過程を内容分析することで、欠落した情報を補うこととされた。分析結果によれば、周辺的政策課題として福祉、医療、財政、公共交通、教育、計量法、直接的政策課題として事務移譲/大都市昇格、都市計画が特定化された。分析対象期間は 2001 年 1 月から 2003 年 12 月までの 3 年間とされ、頻出度数からも特例市審議が上位であったことが裏付けられている。

8 章では、大都市制度に移行していない県庁所在地 3 市（福島市、津市、徳島市）の事例と逆説的に対照化させることで、中核市・特例市におけるブランド的価値の差（中核市の優位性）について考察を進めており、推論の補強として申し分ない。移行しない自治体を分析対象に含めるという研究上の着想は、現状追認的な結果の記述に終始しがちな現状説明に対して、背景的な根拠を与えている。

調査結果から、小括として制度移行を選択しない理由は、30 万人都市の実現可能性、付与される事務権限の内容、行財政的な負担拡大の 3 点として示される。この点については、特例市移行に対してのみ行財政的な負担を上げるのは、市長の中核市志向をうまく説明できず、分析結果の解釈として必ずしも整合的になっていない部分が残っている。

9 章では、研究の総括として知見を整理し、新たな大都市制度のあり方と地方制度改革について考察を加えた上で、最後に残された研究上の課題と展望について論じている。ここでは、筆者の問題意識に立ち返り、大都市制度が「画一的・単一的な全国制度の中に収めることが難しい」にもかかわらず、政府は「基本構造を変えることなく、追加的・特例的な措置を講ずることによって応じてきた」ことが改めて表明される。第 30 次地方制度調査会答申は「大都市制度が抱える問題点を指摘」しつつも、「指定都市改革制度の改革の一部（住民自治の強化）と「中核市・特例市の統合」の二点が具体化されたに留まる。その後、連携中枢都市圏は中心市に新たな役割を与えたようにも見えるが、中核市制度の価値は変わっていない。

最初に掲げられた問題意識は本研究に通底していることは認められるが、抜本的な議論の必要性は認めつつも、具体的に「地域に即した大都市制度」の具体像を示すことには必ずしも成功していない。「都市の実態や特性を踏まえた制度設計」については、研究の発展と継続を期待したい。

とはいえ、多少の改善の余地はあるとしても、本論文は、大都市制度の階層性に着目し、制度設計と制度変容に関する歴史的経緯を丁寧に追いながら、定性的アプローチと定量的アプローチを相互に密接に関連させることにより、政令市、中核市、特例市、県庁所在地の一般市までを総合的かつ綿密に調査・分析した研究成果の集大成であり、全体として極めて高く評価できる。

以上、本論文は、本研究科が定める博士論文の審査基準をすべて満たしており、地域政策学の発展に対する貢献も大きい。よって審査委員 3 名は一致して、本論文が博士（地域政策学）の学位を授与するに値するものと判断した。